更新申請に必要な書類について

1. 提出が必要な書類 (② チェック欄をご活用ください)

. 提出	出か必要な書類 (☑ チェック欄をご活用ください)						
チェック欄	提 出 書 類						
全ての	全ての方が提出する書類						
	(1) 特定医療費(指定難病)支給認定申請書 <様式第1号> *様式掲載あり						
	・【記入例】を参考に、記入ください。						
Ш	(2) 臨床調査個人票 *本案内には掲載しておりません。						
	・「別紙1」更新手続き連絡票(黄色用紙)を医療機関に提出し、作成を依頼してください。						
	・複数の疾病で認定されている方は、疾病ごとに必要です。						
	・難病指定医の記載年月日から3か月以内のもの。						
	(3)世帯全員と続柄が記載された住民票 <u>*マイナンバーを提供されていても必要です。</u>						
	・発行日から3か月以内のもの。						
	(4) 医療保険の資格情報が確認できる書類(健康保険証のコピーなど)						
_	*マイナンバーを提供されていても必要です。						
	・健康保険証をお持ちでない場合は、以下のいずれかを提出ください。						
	(○資格確認書のコピー ○マイナポータルの資格情報の画面のコピー ○「然格は思る記書がよるまた。」 なるにいれる さんという 変ね はまり ごま スまギ のっぷ						
	□ ○「資格情報のお知らせ」等の保険者から交付された資格情報の記載がある書類のコピー□ (カード型に切り離せる部分がある場合、カード型の部分のみではなくお知らせ全体の提出が必要)						
	・4ページの3の表の、受給者本人および支給認定基準世帯員の全員の分が必要です。						
	・4・ ンの3の後の、文相有本人のより文相配と基準度而真の主真の力が必要です。 (義務教育を修了していない方の分は原則提出不要です。(受給者本人の分は必要))						
	・健康保険証の場合、最新のもの(有効期間を確認してください)が必要です。						
	・生活保護を受給しており医療保険に加入していない場合は、提出不要です。						
	(5)市町村民税所得課税を証明する書類						
	・4ページの3の表で「市町村民税の算定対象」となっている方全員の分が必要です。						
	(義務教育を修了していない方の分は原則提出不要です。)						
	・課税状況が確認できない場合、自己負担上限額が上位所得となる可能性があります。						
	※お持ちの受給者証の有効期間が5月末までの方は「前年度分」の課税、9月末・1月末						
	までの方は「当年度分」の課税を確認します。						
	① 個人番号(マイナンバー)の提出により、市町村民税所得課税証明書の提出を						
	省略する。						
	・以下のフローチャートで「省略不可」の方は、①を選択できません。						
$\parallel \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	国保、後期高齢 同一保険加入者の 市民税申告済の方 省略可 市町村民税申告状況 一						
ま	提供済、又は 課税状況が 課税状況が						
は	マイナンバー 今回提供【※2】 医療保険 国保組合 省略不可 ・・・・② ・・・② ・・・② ・・・②						
	[*1]						
<u>ii</u>	被用者保険 被保険者の 課税 省略可						
す	市町村民税課税状況 未提供 省略不可						
n							
①または②のいずれかを選択してください							
	【※1】…郵送でお送りした申請書では、《表面》受診者欄と《裏面》支給認定基準世帯員						
レー	欄の「マイナンバー提供」欄に、マイナンバー提供済みの方は【済】、未提供の方						
	は【未】と記載されています。 【※2】…マイナンバー提供【未】の場合や、医療保険の変更等で支給認定基準世帯員に追						
だ	加がある場合は、その方のマイナンバーの提供が必要です。						
い	対象の方の「マイナンバーカード」、「マイナンバー通知カード(記載内容に変更 がある場合は不可)」、「マイナンバー入りの住民票」のいずれかを窓口に持参(郵 送不可)のうえ、「マイナンバー提供書」を記入してください。(用紙は窓口又は						
	県 IP からダウンロードできます)						
	【※3】…被用者保険で被保険者が市町村民税非課税の場合は、マイナンバー提供【済】で						
	あっても、各保険者に所得区分(適用区分)の照会を行うため、被保険者の「市						
	■ ② 市町村民税所得課税証明書を、市役所等にて入手し提出する。 ■ 源自郷収票の託得税の確実専生までの公用はできません。						

・源泉徴収票や所得税の確定申告書での代用はできません。

	(6) 同意書 *様式掲載あり ・各保険者に所得区分(受給者証の適用区分欄) について照会するために必要です。					
	(7) 現在お持ちの「特定医療費(指定難病)受給者証」のコピー					
	(8)「自己負担上限額管理票」(ピンク色の冊子) ・申請窓口にて、申請月から過去1年間分の医療費を確認させていただくことがあります。 ・過去1年間分の記載が2冊にわたる場合は、2冊ともご持参ください。 ・郵送で申請する場合は、該当ページをご自身でコピーし、同封してください。					
受給者	受給者本人と支給認定基準世帯員全員が市町村民税非課税である場合は、(9)を提出ください。					
	(9)受給者本人が受給している障害年金、遺族年金等の受給額が分かる書類の コピー (給付決定通知書、入金記録のある預金通帳、年金証書、振込通知書など) ・受給がない場合は提出不要です。 ※お持ちの受給者証の有効期間が5月末までの方は「前々年分」、9月末までの方は「前年分」、 1月末までの方は「前年分(ただし1月に更新申請する場合は前々年分)」の額を確認します。					
57 W +7	上 1 12上字 ID ## + 〒 M 1 1 - 7 IB A 11 /10) + - HI II / 12 - 1 - 1 - 1 - 1					
受給者	本人が生活保護を受給している場合は、(10)を提出ください。					
	(10) 生活保護受給証明書 					
	で同じ医療保険に加入している方の中に『特定医療費(指定難病)受給者』又は『小児慢疾病受給者』がいる場合は、(11)を提出ください。					
	(11) その方の「受給者証」及び「医療保険の資格情報が確認できる書類(健康 保険証のコピーなど)」					
Γ +⊽ ∸ -	ᆉᄔᄱᆞᄔ「ᅕᄧᄼᇫᄝᄤᆞᄼᆉᅕᆛᄀᅜᄼᄔᅠᅩᄼᅅᅟᄿᅚᇬᅠᄀᇬᄱᇰᄼᆘᅉᆞ					

「軽症者特例」や「高額かつ長期」を申請する場合は、次ページ「2. その他の制度」、 別冊『「軽症者特例」「高額かつ長期」の申請を希望される方へ』(ピンク色)を参照し、必要な 書類を提出してください。

2. その他の制度

- ・(1)、(2)に該当する方は、別冊『「軽症者特例」「高額かつ長期」の申請を希望される方へ』 (ピンク色)を参照のうえ、申請してください。
- ・(3)に該当する方は、医療機関に臨床調査個人票の作成を依頼する際に、「人工呼吸器」欄も記載してもらってください。

(1)「軽症者特例」

・臨床調査個人票の重症度分類の基準を満たさない場合(軽症)であっても、 以下の要件を満たす場合は、医療費助成の対象となります。

【要件】月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 33,330円 を超える月が 申請をする月以前の12か月間に、3か月以上ある場合

(例:令和7年2月に申請する場合、令和6年3月~令和7年2月までの医療費総額が要件を満たす)

(2)「高額かつ長期」

・階層区分が、一般所得 I (C1)、一般所得 II (C2)、上位所得 (D) の方で、 以下の要件を満たす方は、自己負担上限額 (月額) が軽減されます。(以下【参考】参照)

【要件】月ごとの医療費総額(指定難病に係る医療費)が 50,000円 を超える月が 申請をする月以前の12か月間に、6か月以上ある場合

(例:令和7年2月に申請する場合、令和6年3月~令和7年2月までの医療費総額が要件を満たす)

(3)「人工呼吸器装着者」「体外式補助人工心臓装着者」

・該当する方は、自己負担上限額(月額)が軽減されます。(以下【参考】参照)

人工呼吸器装着者の場合、①~④ の項目全てを満たすことが条件です。					
① 人工呼吸器装着あり	② 一日中施行				
③ 離脱の見込みなし	④ 生活状況:部分介助又は全介助				

※更新申請と同時に(2)、(3)を申請し、認定となった場合は、更新後の新しい受給者証から自己負担上限額(月額)が軽減されます。<u>現在お持ちの受給者証の自己負担上限額(月額)を</u>軽減したい場合は、変更申請の手続きも必要です。

【参考】自己負担上限額(月額)

	階層区分の基準 ※4ページの3の表の	患者負担割合:2割 (現在1割、2割の方は変わりません)			
階層区分 ※受給者証は		自己負担上限額(外来、入院、薬代、訪問看護等の費用)			
【 】内の 表記となります		D算定対象」の方の 算定します。	一般	高額かつ 長期(※1)	人工呼吸器等 装着者
生活保護 【A】		-	0	0	0
低所得 I 【B1】	市町村民税	受給者本人の年収 ~80 万円	2, 500	2, 500	
低所得Ⅱ 【B2】	非課税 (※2)	受給者本人の年収 80 万円超~	5, 000	5, 000	
一般所得 I 【C1】	市町村民税 課税以上 7.1 万円未満		10, 000	5, 000	1, 000
一般所得Ⅱ 【C2】	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20, 000	10, 000	
上位所得 【D】	市町村民税 25.1万円以上		30, 000	20, 000	
入院時の食費				全額自己負担	

(※1) 高額かつ長期:一般所得Iから上位所得の方は、自己負担上限額(月額)が軽減されます。

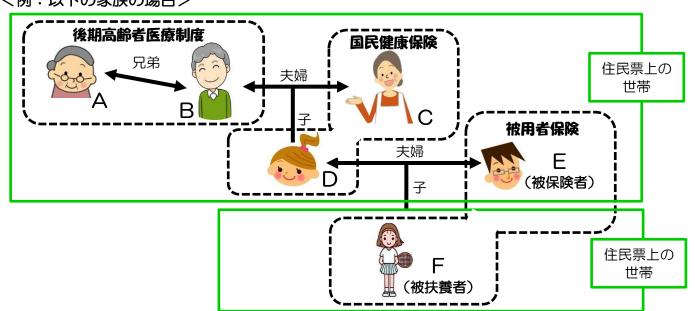
(※2) 市町村民税非課税:均等割と所得割のいずれも非課税の場合を指します。

3. 「支給認定基準世帯員」・「市町村民税の算定対象」について

以下の表で、受給者本人が加入している保険の種別ごとに、「支給認定基準世帯員」に該当する方等をご確認ください。

受給者本人の 保険の種別	支給認定基準世帯員	市町村民税の算定対象
国保 (国民健康保険) ※市町村国保	・住民票上の同一世帯で、 同じ国保に加入している方全員	
後期高齡 (後期高齢者医療制度)	・住民票上の同一世帯で、 同じ後期高齢に加入している方全員	受給者本人と 支給認定基準世帯員
国保組合 (国民健康保険組合)	・住民票上の同一世帯で、 同じ記号・番号の国保組合に加入 している方全員	
被用者保険 ※全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 など	・保険の『被保険者』 (受給者本人が被保険者の場合は、 該当なし)	保険の『被保険者』 (ただし、受給者が被扶養者で、 被保険者が非課税の場合は、『被保 険者』と『受給者(被扶養者)』)





ケース● 受給者が「B」の場合【後期高齢】

⇒「A」が「支給認定基準世帯員」となります。(Bの配偶者「C」は別の保険(国民健康保険)に加入しているため、含まれません)

ケース② 受給者が「D」の場合【国民健康保険】

⇒「C」が「支給認定基準世帯員」となります。(Dの配偶者「E」は別の保険(被用者保険)に加入しているため、含まれません)

⇒「支給認定基準世帯員」は無しとなります。

ケース 4 受給者が「F」の場合【被用者保険:被扶養者】

- ⇒被保険者である「E」が「支給認定基準世帯員」となります。
- ※いずれの場合も、義務教育を修了していない方は原則支給認定基準世帯員とみなしません。
- ※いずれの場合も、税制での扶養・被扶養の関係は問いません。
- ※住民票上の世帯とは必ずしも一致しません。